

ナチ・レジーム下における フランクフルトのユダヤ人の歴史

大 野 英 二*

Geschichte der Frankfurter Juden unter dem Nazi-Regime

Eiji Ohno*

ナチ・レジーム下のユダヤ人問題については、私はすでに旧稿「『第三帝国』におけるテクノクラートの役割」⁽¹⁾、「ダンツィヒ自由市とユダヤ人問題」⁽²⁾及び「南西ドイツにおけるユダヤ人問題」⁽³⁾において立ち入って論じたことがあるが、この小論ではナチ・レジーム下のフランクフルト・アム・マインのユダヤ人の歴史に触れておきたい。

1946年秋、フランクフルト市長ワルター・コルプは、市文書館へユダヤ人迫害に関する全文書の付託を命じ、500頁をこえる浩瀚な文書集が作成された。これは、『フランクフルト・ユダヤ人の歴史に関する文書 1933-1945年』⁽⁴⁾として公刊されたが、私の問題関心に仕掛けて、このうちのいくつかの文書を取り上げて論じたいと思う。

(I) ボイコット

ナチ「権力掌握」後まもなく、1933年4月1日に行なわれたユダヤ人ボイコットについてみるならば、フランクフルトには1933年3月29日付のナチ党大管区指導部指令にもとづいてユダヤ人ボイコット行動委員会が形成されている。その経過について4月2日付の『フランクフルター・ツァイトゥンク』は次のように述べた。

「……大百貨店や大きな専門店もまた店を開かないで、扉や格子を閉じたままであったが、一方、とりわけ中小商店はさしあたって平常通り経営を行なった。10時丁度に都心や周辺地区の通りにも一団のSA [突撃隊] 部隊が現われた。隊長はユダヤ人商店名を挙げたリストを手を持っていて、やがてそれらの商店の入口の前にSA 隊員が立った。……このような出来事の間、特に商店街やいくつもの他の通りにも、ぎっしり人が群らがあったけれども、しかしそうした措置に格別に関心を示すこともなかった。……ナチ党の措置と関連して、10時頃にフランクフルト大学やその研究所もまたナチスの学生やSA 隊員によって占拠された。この行動はなかならずユダヤ人や『マルクシスト』の教授と学生とに対して向けられ、これらの人々は、身分証明書を奪われた後、大

学の建物を去らなければならなかった」と⁽⁵⁾。

フランクフルト大学においても、ハイデルベルク大学やチュービンゲン大学等の場合と同様に⁽⁶⁾、ナチ学生の前衛的な動きが目立つ。しかし、ユダヤ人ボイコット行動は、あくまでナチ党によって「上から」組織されたものであり、ナチスの言う「民衆の怒り」の表現などでなかったことは明らかだ。いわんや「ヴォータンの目覚め」などでは決してなかった。地中のマグマのごとく潜在する反ユダヤ的な社会的心性を煽動し、噴出せしめようとするサデイストのどす黒い試みは成功しなかった。

1934年12月30日付のイタリアの新聞『マッティノ』は、フランクフルト・アム・マインにおけるユダヤ人ボイコットの経過について報道した。「……フランクフルトは、第三帝国の反ユダヤ主義にもかかわらず、漠然としているにせよ一種のユダヤ主義の特徴を失わなかった。多数の商店や会社が依然としてユダヤ人の手中にある。全体として同市は、ユダヤ人に対する十字軍のさなかで、ユダヤ人の島であり続けている」と⁽⁷⁾。

フランクフルト市には他の地域よりも遙かに多くのユダヤ人が住み、経済的にも重要な地位を占めていたのである。こうした点について、1934年2月17日付の同市経済局の覚書は次のような統計を掲げていた。「ライヒ平均ではユダヤ人口の総人口に対する割合は0,9%であるのに、フランクフルト／マインではこれに反して6,3%である。1925年の人口調査で確かめられた467,520人の住民のうち、29,385人はユダヤ人であった。1933年の人口・職業調査についてはまだ相応した数字は存しないけれど、しかし6,3%の比率はさして変っていないものと考えられる。／ユダヤ人口のフランクフルトの営業生活の最も重要な部分に占める割合は、……合計4,955社の商業登記簿に登録されている最も重要な経済部門を含むリストから明らかである……。／先取りして述べておくならば、この非アーリア人のフランクフルトの営業生活の最も重要な部分に占める割合は、総人口に対する割合が6,3%にすぎないにもかかわらず、平均して35%になる」と⁽⁸⁾。こうして、フランクフルト市はさしあたって、『マッティノ』紙が報じたように、ユダヤ人の島であり続けていたのである。

(Ⅱ) 公生活からの排除

続く1933年4月7日付の職業官吏再建法は政治的に望ましくない人物と非アーリア人とを公生活から排除しようとした。

フランクフルト大学の著名な中世史の正教授エルンスト・カントーロヴィッツ博士は科学・芸術・国民教育省宛の1933年4月20日付文書でこう述べた。

「私は中近世史ならびに歴史学補助学の大学正教授の勤務に関して、1933年夏学期に賜暇を取りたく存じます。

私は1914年8月の志願兵として、戦時の前線兵士として、ポーランド、スパルタクス及びポーゼン、ベルリーン、ミュンヘンにおけるレーテ共和国と戦う戦後の戦士として、私の出自のゆ

えに解任されることに納得できないにもかかわらず、また、私はシュタウフェン家の皇帝フリードリヒ二世に関する著作がありますから、再びナショナルに指向したドイツに対する私の志向について、昨今の間に合わせの証明書を必要としないにもかかわらず、さらに、一切の時代の流れと日常の出来事をこえた彼岸に根ざしていて、ナショナルに統治されるライヒを積極的に擁護する私の原則的な立場は、最近の事態により揺るがせられないにもかかわらず、そして、私の教授活動に対して学生の側からなんら妨害がまったくないと思われるので、大学全体の授業が攪乱されないようにする配慮がなされるとしても、私にはその必要がないと思われるにもかかわらず、しかし、私はユダヤ人として事態の経過から結論を出して、次の夏学期の教授活動を休まざるを得ないものと考えます。なんとなれば、すべてのドイツのユダヤ人は――現在の大変革の時代でも――ユダヤ人の出自であるということ、そのことだけから『売国奴』同然にみなされているからであります。すべてのユダヤ人はそれ自体人種的に劣等なものと蔑視されているからであります。……」⁽⁹⁾

ナチ・レジーム下で多数のすぐれたドイツの歴史家が亡命した。ゲオルク・G. イッガースは、1933年以後に亡命したドイツの歴史家として、ファイト・ファーレンティーン、グスタフ・マイアー、アルトゥール・ローゼンベルク、アルフレート・ファークツ、ジョージ・W. F. ハルガルテン、ハヨ・ホルボーン、フェリックス・ギルバート、ハンス・ローゼンベルク、エルンスト・カントーロヴィッツ、テオドール・エルンスト・モムゼン、パウル・オスカー・クリステラー、ハンス・バロン、ゲルハルト・マズール、ディートリヒ・ゲルハルト、フリッツ・エプシュタイン、ハンス・ロートフェルスたちを挙げており、さらに亡命中に歴史叙述を志向した人々として、エーリヒ・アイク、フランツ・ノイマン、ゴーロ・マン、ハンス・ヨーアヒム・シュップス、フランシス・L. カルステン、アンドレアス・ドルパーレンたちを挙げる。また当時まだ若かったジョージ・モッセ、ウォルター・ラカー、ピーター・ゲイ、クラウス・エプシュタイン、フリッツ・スターンたちも挙げているが、イッガース自身もこれに加えるべきであろう。1933年1月に渡米して5月に急逝したエッカート・ケーアもまた事実上の亡命者と言ってよい⁽¹⁰⁾。これらのうちでフランクフルト大学のカントーロヴィッツとケーニヒスベルク大学のロートフェルスとの二人だけが亡命した歴史学の正教授であった。

カントーロヴィッツは、ユダヤ人であり、第一次世界大戦勃発の当時19歳であったが、志願兵として参戦し、ヴェルダンで負傷した。ユダヤ人は兵役義務を逃れているという噂が「国内戦線」で流布され、この事実に反した噂に動かされて、プロイセン陸軍省は1916年に、ユダヤ人前線兵士の数が総人口に対するユダヤ人の割合に相応しているかどうかを確かめるために、ユダヤ人センサスを行なった。そのとき彼は21歳であって、センサスの対象となり、深い屈辱を感じたという。

彼は、第一次世界大戦後は Kommunismus と戦い、ナショナルで保守的な歴史家であり、クルト・ブライジヒ、エルンスト・ベルトラム、フリードリヒ・グンドルフたちと共にシュテファン・ゲオルゲの精神的影響下にあった。ナチスの権力掌握直後、ゲオルゲはスイスへ亡命したが⁽¹¹⁾、

カントーロヴィッツは時代の流れに逆っても、研究と教育に尽くすことを義務と感じて、フランクフルトにとどまった。職業官吏再建法の「前線兵士条項」による除外規定によって、彼は上記の要請にもかかわらず、1933年夏学期については、教授義務を履行し得たが、続く冬学期には、学生のユダヤ人教授に対するボイコット行動によって講義を中断することを強いられた。そして、すべての官吏に要求された「総統と帝国宰相」に対する忠誠宣誓を行なう意思を持たなかったもので、彼は1934年10月に退職を申請した。その後、カントーロヴィッツは一時イギリスやイタリアで過ごしたこともあるが、主にベルリンに滞在して、史料館図書室で研究を続けていた。しかし、「水晶の夜」のポグロムが勃発した1938年11月に、彼は友人の扶けでオランダへ脱出し、オクスフォードを経てアメリカ合衆国へ亡命した。カリフォルニア大学で彼はさしあたって講師として勤めたが、1945年に同大学バークレー校の中世史正教授に就任した。なお、ドイツに残った彼の母親は強制収容所で殺された⁽¹²⁾。

第二次世界大戦後、カントーロヴィッツは、1945-50年当時に要求された「反 Kommunismus 宣誓」を拒否したカリフォルニア大学の少数派教員の一人であった。彼は、そうした政治的要請による宣誓が教授のステイタスを低める致命的な弊害に強く警告したが、ベンディクスによれば、彼がそのとき残した文書には、かつてのユダヤ人センサスに対していただいた憤りの余韻が感じられるという⁽¹³⁾。しかし、それよりもむしろナチ・レジーム下での体験がカントーロヴィッツにそうした姿勢をとらせたのではなかろうか。

また、1933年10月4日付の科学・芸術・国民教育相のマルティン・ブーバー博士宛の文書（フランクフルト／マイン大学学長・評議会への通知）には、次のように記されていた。「1933年4月7日付の第三条にもとづいて、私はここにフランクフルト／マイン大学における貴下の教授資格を剥奪する」と⁽¹⁴⁾。しかし、ブーバーは資格を剥奪される以前に自発的にフランクフルト大学のユダヤ宗教学ならびにユダヤ倫理学の教授を辞職した。彼は1933年4月21日付のシオニストの機関紙『ユーディシェ・レントシャウ』にこう述べていた。「いかなるこの世の暴力も、真の奉仕の中で真の心の自由を獲得した者を奴隷化することはできない」と⁽¹⁵⁾。

なお、ブーバーに関連する史料によっても、ゲシュタポがユダヤ人の同化主義の活動に対して強い警戒心をいだいており、パレスチナへの移住を推進するシオニストの活動をむしろ歓迎して、ユダヤ人の国外移住を促進しようとしていたことを確かめることができる。たとえば、1935年11月6日付でヴィースバーデン県国警は次のように指令した。

「1935年2月27日付指令1843/35号により通知したように、ユダヤ人教授マルティン・ブーバー博士に対し、当分の間、ユダヤ人組織の公開の催しや非公開の集会における講演者としての一切の活動を禁止した。

ブーバーは、ドイツ・シオニスト連盟からユダヤ人成人教育センター常勤教師に任ぜられている。この仕事がまったく非政治的性格を帯びていて、若いユダヤ人のパレスチナへの国外移住を促進するのに役立つことが確認された後、ゲシュタポ本部は、この教授活動に関する1935年7月30日付の布告でもって、講演禁止を廃棄した。

この講演禁止の部分的廃棄を通知すると共に、ブーバーのユダヤ人成人教育センターのための教授活動は、開催地の移動を考慮して、ドイツで地域的制限なしに再び許可されることを付言する」と⁽¹⁶⁾。

一方、ゲシュタポはユダヤ人の同化主義的活動を抑制しようとした。1937年3月18日付ベルリン・ゲシュタポ本部回状はそれを示す。

「最近、同化主義的立場のユダヤ人の活発な活動がベルリンで認められた。たとえば、ユダヤ人中央協会は長い集会休止後の一週間に、一度に三回もの大規模に組織された集会を開催した。同じような活発な集会活動は、ユダヤ人前線兵士全国同盟に認められる。さらに秘密の調査によって分ったところでは、一週間にベルリンだけで、ユダヤ人前線兵士全国同盟の雑誌『シルト』の新しい予約購読者は、雑誌が格別の募集活動を行なわなかったにもかかわらず、150人もあった。

同化主義的立場のユダヤ人の活動をできるだけ詳細に監視し、必要に応じて報告することを求める」と⁽¹⁷⁾。

なお、ブーバーは1938年3月にドイツを去り、パレスチナへ亡命し、翌1939年1月にパリで発行された『ユーディッシュ・ヴェルト・ルントシャウ』誌上に「ドイツ人とユダヤ人との共存の終焉」を発表している。そこで彼は、19世紀のドイツ系ユダヤ人が歩んだ同化の道は幻想の道にはかならなかったこと、その真相はナチズムによるユダヤ人迫害によって明らかにされたことを指摘した⁽¹⁸⁾。

1934年1月15日付のクルト・リーツラー教授のフランクフルト大学学長宛文書は、当時の学内状況を示していて、興味深い。

「学長閣下、以下のことをご報告申し上げたく存じます。

私が本日6時15分大教室Ⅱで講義を始めようとしたとき、10人の学生グループが――一部は平服、一部はSS〔親衛隊〕の制服を着用して――私が講義を開始できないように群がり、鍵をガチャガチャ鳴らし始めました。騒ぎが続く学生は公然と講義を攪乱し妨害しようとしたうえ、学生相互の間に応酬が生まれましたので、私は講義室を去り講義妨害について秘書室へ連絡しました。

私の連絡を確認し補充するために、なお以下のことを報告いたします。上記の学生グループはこれまで私を見たことがないので、私が講義室に入ったとき、お互いにひそひそ話をしながら、本当に私かどうかを尋ねていました。私が教室を去った後、グループの指導者は他の出席していた学生に、私が誰であるのか、つまり、大学の前理事であることを説明していました。『彼はユダヤ人政策に責任があり、彼はヴェルトハイマー博士、ティリッヒ、ザロモン等、すべてのユダヤ人をここへ招聘したのだ。彼はまた1931年にクリーク氏を退けたことに責任がある人物でもある。こうした連中に対しては大騒動を起しても、血を流してでも前進しなければならない。革命はさらにいっそう進展する。彼が再び戻ってくるならば、我々は再び同じ大騒動を起さねばならない』と。

私は安寧の攪乱者が処罰され、私の人物や行動や任務に関する誤った情報にもとづいて、彼等

が陥っているグロテスクな誤謬が一掃されることを求めたく存じます。いつでも以上の点についてご説明申し上げます」⁽¹⁹⁾。

リーツラーは、フランクフルト大学理事会の理事長を勤めたこともあり、歴史哲学の客員教授であったが、アメリカ合衆国へ亡命して、ニューヨークのニュースクール・フォア・ソシアルリサーチの教授となり、1955年にミュンヘンで死去した。

前掲文書に註記されているように、パウル・ティリッヒは「非ユダヤ人」である。彼はすでに1932年にユダヤ文化の追放がドイツ文化の崩壊とつながることを警告していたが⁽²⁰⁾、キリスト教社会主義の指導者であったため、ナチ「権力掌握」後、フランクフルト大学を去って、ラインホード・ニーバーの招きで1933年末にアメリカ合衆国へ亡命し、ユニオン神学校で講義した。彼は1955年にハーヴァード大学、1962年にシカゴ大学の教授となり、アメリカ・プロテスタント神学界の最高峰となった。

心理学の正教授マックス・ヴェルトハイマーは、ヴォルフガング・ケーラー、クルト・コフカと共にゲシュタルト心理学を創始した三巨頭の一人であり、最も影響力を持った創造者であった。彼は、1929年にベルリン大学からフランクフルト大学へ移り、心理学だけでなく、ティリッヒと共に哲学のゼミナールにも加わったが、1933年3月、ヒトラーの演説を聞いて、ただちにドイツを脱出することを決心し、家族を伴ないチェコスロヴァキアのマリエンバートへ行ったという。ニュースクール・フォア・ソシアルリサーチの教授となるようアルビン・ジョンソンの招きを受けて、彼は1933年にアメリカ合衆国へ亡命し、この国の知的生活に大きな影響を与えたが、1943年に急逝した⁽²¹⁾。

ゴットフリート・ザロモンは、社会学の員外教授で、1933年にフランスへ、1941年にアメリカ合衆国へ亡命して、1958年以降再びフランクフルト大学へ戻った。

ところで、「1931年にクリーク氏を退けた」とあるのは、ナチ教育学者エルンスト・クリークの事件を指すものと思われる。クリークは国民学校教師であったが、1922年に著書『教育の哲学』によって、ハイデルベルク大学文学部から名誉博士を授与され、1928年にプロイセン文相ベッカーに推されてフランクフルト・アム・マイン教育大学へ招聘された。彼は1931年の聖ヨハネ祭（6月24日）の夜、タウヌスでフランクフルト大学の学生に熱弁をふるい、「第三帝国万歳」を唱えたが、その後、プロイセン文部省によってドルトムントへ懲戒転任せしめられた。当時、クリークの友人アルフレート・ボイムラーをはじめ、テオドール・リット、エドゥアルト・シュプランガー、ヴィルヘルム・フリトナー、ヨナス・コーン等の何人かの教育学教授が「無責任な監督」に反対する声明に署名したという。そのときにはクリークはナチ党に属していなかったが、1932年始めにナチ党員（党員番号710 670）となり、1933年始めに最初のナチ学長としてフランクフルト大学学長に就任し、学長演説でナチ用語「民族同胞（Volksgenossen）！」で呼び掛けて参会者を驚かしたという⁽²²⁾。

（Ⅲ） 迫害の日常化

ナチ・レジーム初期の急性のユダヤ人迫害は慢性化し、ユダヤ人を社会的に孤立化せしめ、その国外移住を促進する政策がとられていたが、ユダヤ人迫害が再び急進化するのは、「大不況」が克服された1936/37年以降、ナチ革命の第二段階と言われるような、ナチズムの累積的急進化が生じてくる段階であり、ユダヤ人の経済生活からの全面的排除が実施される。それまでの間、ユダヤ人迫害は日常化してゆくけれど、一種の過渡的状況が生み出された。

ヴィリー・マインツの覚書「危難のなかの共同体 1933-1938年」（1946年執筆）によって⁽²³⁾、当時のフランクフルト市の状況を知ることができるが、そのなかの「シェヒトフェアボート（Schächtverbote）と儀式に沿った肉の供給」の叙述に触れておきたい。

1937年にナチ当局によって押収・破棄されたティーベルガー編『ユダヤの祝祭・ユダヤの慣行』の初版が最近復刻されたので、これによってユダヤ教の儀式に沿った肉食の慣行をみておこう。畜殺は、特別の試験に合格した、信仰のある専門家によってのみ行うことが許される。そして、刃こぼれのない鋭利な刃物で、動物の咽喉が、気管と食道とが同時に切断されるように、中断することなく一刀のもとに水平に切断されねばならず、また、できるだけ速やかに完全に血を流し切らなければならない。その後、家畜の肺臓と周囲の臓器とを調べたうえで初めて、肉が儀式に沿っていること、つまり「適正」（koscher）であることを証明する封印がなされる。しかも、これだけでは肉を直ちに料理に使用することはできない。ユダヤ人は血を飲食することを禁止されているので、さらに台所で肉から血を完全に抜き切るために、肉を注意深くすすぎ洗いし、半時間水にひたした後で塩をふりかけ、一時間後に塩を洗い流す等の「適正化」（Koschermachen）の手続きを経なければならないのだ⁽²⁴⁾。

このようなユダヤ教の儀式に沿った畜殺をラント政府は、1933年3月から4月にかけて禁止し、ライヒ政府は1933年4月21日付の「動物の畜殺に関する法律」を公布した⁽²⁵⁾。これをシェヒトフェアボートと言う。

マインツの覚書はこう述べる。「シェヒトフェアボートは、儀式に沿って生活する住民に適正な肉をある程度供給するために、特別の措置を必要ならしめた。外国からの輸入の許可を得るためには、本部が所轄の政府部局と交渉して始めて達成されることは、最初から明白であった。……ベルリンの『畜殺組織本部』がこの件について指導を引き受けた。……／肉輸入に原則的許可が与えられた後、実行を組織することが問題であった。外国における儀式に沿った畜殺、輸送、国境での関税納付、当局の肉検査が行なわれる市畜殺場の仲介のもとでの、個々の共同体による引き受けがそれであった。……そのうえに、肉は儀式に沿った畜殺の時から『適正化』までに72時間以上経過してはならないので、この時間をこえて輸送が遅れるならば肉は儀式上使えなくなることも顧慮されねばならない。共同体は畜殺場に居住する輸入業者と連絡をとった。立ち入って検討した後、本部の諒解をえてデンマークから肉を入手することが決定された。……／フランクフルトの共同体は、当局の認可を得て二人の畜殺者をデンマークへ送った。……」と⁽²⁶⁾。

こうした輸入はさしあたって順調に進行したが、1936年末に突然外国為替の許可が停止されたため、畜殺本部（肉供給本部と改称されていた）と共同体は改めて困難な課題に直面した。

ところで、第一次世界大戦後住民投票によって帰属を決定したシュレージエンの住民自決地区では、国際連盟に介入の口実を与えないように、少数民族保護条項を顧慮して、シェヒトフェアボートは実施されなかった。したがって、この地区の家畜商人や肉屋は、1937年始め、ドイツの他の地域に「適正」な肉を供給して巨利を博することができると考えた。各共同体には過去の消費量に応じて一定の畜殺割当量だけが許可されるはずであったが、しかし、畜殺場の監督官はしかるべき報酬を受けて、「シェヒタ」（Schechta）—ユダヤ教の儀式に沿った畜殺—の増量を見逃したのだ。

そして、シュレージエンのグライヴィッツやボイテンの商人からドイツの共同体向けに肉価格が提示され、肉はシュレージエンからハノーファーの肉取引所を経由して各共同体へ送付された。表向き肉に「適正」と記すことはできなかったのも、通例のスタンプや封印を付けることはできなかった。しかし、該当個所にシュレージエンの畜殺者によって秘密の印が付けられ、ラビ職の信任のあるハノーファーの典礼職によって再検査されたのである。

フランクフルトではラビ職は「適正」であることの検査に携わったけれど、こうした企ての危険性を考慮して、肉屋に肉購入を中止するように強く勧告した。しかし、戒律を守って生活する人々の要求に応じて、肉屋は自己の危険負担で購入を行なう決心をした。一方、シュレージエンの共同体には大がかりなシェヒタを行なう能力がなかったので、他のドイツから補助畜殺者を求めなければならなかった。フランクフルトの共同体はその畜殺者が参加することを一切禁止した。ハムブルクの共同体の一畜殺者がグライヴィッツで働き、暫らくの間はこの企てもある程度機能した。しかし結局、当局が捜査を行ない、ハムブルクの畜殺者は数カ月の禁固刑を受けることになった。

フランクフルトの共同体にも事件が起った。シュレージエンのユダヤ人や非ユダヤ人の企業家の中には不正な連中がいて、発送品のなかに儀式に沿って畜殺されていない肉も潜り込ませることによって、大きな需要を満たそうとしたのだ。こうしてある日、フランクフルト行の発送品がハノーファーに到着したとき、典礼職は取り決めた印がないことに気付き、フランクフルトの肉屋は受け取ることを拒否して、発送品をシュレージエンへ送り返したのである。シュレージエンの商人は損害賠償の訴訟を起し、刑事警察も捜査を開始した。フランクフルトでラビと律法委員会代表は刑事警察によって喚問されたが、警察は、ラビ職と律法委員会が発送品の儀式上の信頼性の検査のみに携わるけれど、肉屋の営業上の問題にはなんら関与しなかったと表明することで満足したため、シュレージエンの商人は告訴を取り下げた。

こうして事件は収束したけれど、1938年11月始めに突然とるにたりない口実で肉供給本部は閉鎖され、資産も接収されたため、「適正」な肉の供給は完全に中絶した。しかも、ライヒ大蔵省は、贈与により輸入された肉に対して贈与税の支払いさえ要求したのである。

「適正」な家禽の輸入については、ドイツ・オランダ国境の家禽商人が、外国為替割当の一部

分をこれにあてて、実施していた。各共同体から送られた畜殺者がアルンハイムで畜殺を行っていたが、監視が強化されるにともない、この輸入も止んだ。

その間に、ベルリンで「闇のシェヒタ」が、まず家禽について、さらに大家畜についても行なわれ、ベルリンに滞在していたロシア人のラビとロシア系ポーランド人の畜殺者が完全なシェヒタに携わった。そのような実践は買収されたナチスの保護下でのみ可能であり、フランクフルトや他の共同体は、畜殺者にこのシェヒタに関与することを禁止し、また共同体監督下の取引所に、このシェヒタによる肉や家禽を購入することを差し止めた。それにもかかわらず、人々が肉類を求めたので、共同体は売買を黙認しなければならなかった。密告があり、多数の肉屋が逮捕された。ユダヤ人弁護士が検事と交渉した結果、肉屋は、巨額の金額を支払った後に、大至急国外移住することを指示され、国境へ連行された。共同体畜殺者も逮捕されて、同様に巨額の金額を支払ったうえで、フランス国境へ送られた⁽²⁷⁾。

こうした「適正」な肉の供給に関連して、1939年9月30日付フランクフルト市長のライヒ食糧・農業相宛文書は、ハムブルク自由港からの「適正」牛肉片（4分の1頭分）399個の輸入許可の件に触れている。「ハムブルガー・ユニオン冷凍倉庫に1938年6月8日ならびに1938年10月27日以来、アルゼンチンからの25,000kgの適正な冷凍肉（牛肉）が貯蔵されている。肉は外国のユダヤ人組織の財団から当地のユダヤ人病院宛に送付してきたものである。冷凍室はハムブルク自由港地域にあるので、開戦までライヒ動物・畜産物局は引き渡しを拒否してきた。これは輸入に等しく、しかも、適正な肉の輸入はドイツで施行されているシェヒトフェアボートを迂回するものとみなされたからである。……／私は一般的食糧事情の軽減のためにこの肉の輸入を許可されることを切望したい」と⁽²⁸⁾。この市長の要請は年末に承認された。

ここでユダヤ人の食生活に関連した文書を二、三挙げておこう。

1939年12月12日付のフランクフルト市長の食糧管理局宛文書はこう述べる。「報告によれば、食糧管理局はフランクフルトの受給資格あるユダヤ人の食糧切符に『J』印を付した。この措置には法的根拠が欠けている。したがって、私は次の食糧切符の発給のさいにユダヤ人の標識を付けないことを求める」と⁽²⁹⁾。

しかし、ライヒ地方長官の市長宛1940年1月30日付文書は、「ユダヤ人食糧切符にはっきりと見える個所に『J』の標識を、即ち元来の標識を即刻復元しなければならない。／ユダヤ人はただユダヤ人用特設店でのみ購入することができる。ドイツ民族同胞に、ユダヤ人と並んで発売を待ったり行列したりすることを、要求してはならない」と述べ⁽³⁰⁾、ユダヤ人の差別と社会的孤立化を強める措置を改めて指示している。

さらにまた食糧管理局の市長宛1940年3月8日付文書は、この『J』標識と雑婚の問題との関連に触れている。「……現行の食糧切符の発給のさいに、子供のない雑婚の場合について、多くの異議が唱えられている。これらの雑婚では、妻がアーリア人で夫がユダヤ人であるが、しかしすでに一部は結婚以前に、一部は結婚のさいにキリスト教宗教共同体に所属している。／当管理局の指示では、このような場合には、ユダヤ人の夫の食糧切符にもアーリア人の妻の食糧切符に

も『J』印を付することになっているが、一方ユダヤ人に対し命じられた削減は、ただユダヤ人の夫にのみ限定されている。アーリア人の妻の側から異議が唱えられた。彼女らによる購入に対して配慮がなされるべきであり、特にユダヤ人の夫がユダヤ人の文化共同体に所属せず、非ユダヤ人との結婚によってユダヤ人サークルとの一切の結び付きが切れた場合には、彼女らがユダヤ人用の店でユダヤ人と共に行列することを要求し得ない、と。したがって、彼女らは、アーリア人の妻にも血統上ユダヤ人の夫にも、食糧切符を『J』印なしで交付することを提案している。／従来かかる提案は拒否されてきた。……しかし、これらの離婚者から異議が唱えられるケースが増大し、しかも近親の家族（兄弟、甥等）が前線に出ていることにも、アーリア人の妻がしばしば触れているので、こうした異議を顧慮すべきか、子供のいない離婚に対する現在の規制の対応した廃棄が必要と考えられるかどうか、決定願いたい」と⁽³¹⁾。

また、1942年10月23日付食糧管理局勤務規程第211号は、ユダヤ人の食糧配給量に触れている。すでにユダヤ人の強制移送が行なわれており、いわゆる「最終解決」がユダヤ人の肉体的絶滅の含意を帯びてきた時点であるが、この規程によっても、かろうじて残存していたユダヤ人には最低限の生存の可能性すら脅かされていたことが明らかだ。「ユダヤ人は、第42割当期間（1942年10月15日）以降、以下の食糧の配給を受けない。肉、肉製品、卵、小麦製品（ケーキ、白パン、小麦クッキー等）、全乳、脱脂生乳、全国統一的に実施された食糧切符ではなく、地域購入証明書や食糧管理局特別支給によって、食糧配給券の自由半券で交付される食糧。10歳以上のユダヤ人の子供・未成年者は普通消費者のパン配給量を受ける。6歳以上のユダヤ人の子供・未成年者は普通消費者のヘット配給量を受けるが、人造シロップ、ココア粉末の配給はなく、また6-14歳の年齢層に認められているマーマレードの増配もない。6歳以下のユダヤ人の子供は一日1/2リットルの脱脂生乳の配給を受ける」と⁽³²⁾。

（Ⅳ） 水晶の夜

ポーランド系ユダヤ人の追放は「水晶の夜」の序曲をなしていた。1938年10月26日付のSSライヒ指導者・ドイツ警察長官ヒムラーの急便は言う。

「ポーランド政府は1938年10月6日付で政令を布告した。これによれば、外国在住のポーランド国籍所有者のすべての旅券は、1938年10月29日以降、旅券に検査済みの印がなければ、ポーランド入国資格を失う。ポーランド政府のこの措置は、事情によっては、ドイツに生活する多数のポーランド系ユダヤ人がひき続きドイツに滞留することに耐えねばならないことを意味する。

こうした結果を生まないように、本官は、外務省の了解を得たうえで、外国人係警察局が即刻大規模に、ポーランド国籍を所有するユダヤ人に対して、ライヒ領域内における滞在禁止を布告し、彼らに禁止指令を即刻通達するよう、指示することを求める。滞在禁止は1938年10月29日までの期限を明示すべきである。該当者に、この時点までにライヒ領域を立ち去るべきことについて、注意を喚起しなければならない。

この措置ができるだけ大規模に実施され得るように、一切の準備対策を講じることを求める。必要であれば、他の任務は後回しにさるべきである。

指令について折り返し報告を求める」と⁽³³⁾。

この文書には、ヒムラーの代理として保安警察長官ハイトリヒが署名しており、ポーランド政府の措置を逆手にとって、一挙にポーランド系ユダヤ人の国外追放を実現しようとする意図が示されている。

こうして10月29日にポーランド系ユダヤ人の強制移送が実施されたのであるが、父親が国外追放され、虐待を受けていることを伝え聞いたヘルシェル・グリュンスパンが11月7日にパリのドイツ大使館三等書記官エルンスト・フォム・ラートを射殺した事件を契機として、ゲッペルスによって演出された11月9/10日の「水晶の夜」が現出した。このボゲロムの犠牲は、11月11日のハイトリヒの中間報告だけでも、破壊された商店815件、百貨店29件、住宅171件、シナゴーク76件、放火されたシナゴーク191件、ユダヤ人の殺害36人、重傷36人であり、略奪者174人が逮捕された⁽³⁴⁾。

フランクフルトにおける「水晶の夜」の状況については、ヘルベルト・N. クルスカルが1961年に執筆した回想を引いておこう。

「……我々はウンターリンダウのシナゴークへ駆けつけた。……制服を着たナチスが入ってきて、その場に居合せた者全員を連行しようとした。私の父はイギリスの旅券を示し、私はオランダの旅券を示した。ナチスは全員に即刻帰宅することを要求し、誰も連行されなかった。当時はまだ西ヨーロッパの外国旅券は尊重されていて、紛糾を引き起すことは避けようとしていた。……／家へ帰ると……電話がかかった。友達の弁護士ザロモン・ゴルトシュミット博士の奥さん、ヘニー・ゴルトシュミットからだ。どうしたらよいのか。主人はオランダへ行っており、今夕帰る。いたるところでユダヤ人が逮捕されており、殊にユダヤ人組織に勤めている者が逮捕された。主人はイスラエル宗教団体の理事をしているので、今夕帰れば、確実に逮捕される、と。……私はオランダのゴルトシュミット博士に電話をかけて、二日間彼をとどめておける要件を依頼した。……ラビのヨーゼフ・ホロヴィッツは、我々の家へ来る前にすでに逮捕された後、一時釈放された。フリートベルク公園の燃え上がるシナゴークへ連行され、宝物がどこに隠されているのか尋ね、言わなければ射殺する、と脅したという。彼はチェコの旅券を持っていたので救われた。……／夜間、イギリス……やオランダ……から電話がかかった。ドイツで荒れ狂うボゲロムのことが、すでにいたるところへ伝えられていて、遅くとも数日のうちに、イギリスかオランダへ来るように求めた。……私はラビのホロヴィッツに助言を求めた。彼はどんな事情があっても立ち去るよう勧告した。……／私の両親と妻は、大急ぎで荷造りをすませた。オランダ行の列車は一時頃の発車であった。我々はあまり早く駅へ行って待とうとは思わなかった。家主のメルツの話では、ユダヤ人は駅から閉め出され、捕えられて、連行されるということであったからだ。我々は外国旅券の扶けで、うまく切り抜けようと思った。……／それから我々は駅へ車で行った。車は駅の外の駐車場に置いた。私は数日もしたら、また戻ってくるつもりであったから。警

官が乗車前に我々の旅券の提示を求めた。我々は旅券を示し、警官はそれを見て、我々を通した。列車はほとんど空であった。……ロッテルダムに到着したとき、私の義弟夫妻が待ち受けていた。……我々はドイツ系ユダヤ人層の没落の開始を経験した。」⁽³⁵⁾

「水晶の夜」の後、ユダヤ人の経済領域からの排除は全面的に推し進められた。11月18日付のライヒ経済相の急便はこう指令した。「1. 1938年11月12日付のドイツ経済生活からのユダヤ人排除のための政令によって、ユダヤ人企業家は1939年1月1日以降小売商、手工業、市場取引から最終的に排除される。……/ 4. ユダヤ人卸売商ならびに製造経営については、1938年11月12日付のドイツ経済生活からのユダヤ人排除のための政令は当分の間適用されない。当面のユダヤ人排除任務の実施にあたっては、できる限りドイツの輸出利害を配慮するよう、細心の注意が払われるべきである。……」と⁽³⁶⁾。

またユダヤ人の住居に関して、フランクフルト市長は、すでに1936年2月27日付の回状で、「市職員の一般的義務と非アーリア人の住居共同体への受け入れ、殊にユダヤ人への住居の一区画の又貸しとは両立し得ないこと」を通達していたが⁽³⁷⁾、「水晶の夜」の後、1938年12月14日付の市長回状は改めて次のごとく通達した。「今年の家族状況・経営調査によって、個々の場合に、依然として市職員とユダヤ人との間に賃貸関係が存続することが確かめられた。ナチズムの国家の原則からみて以下の点は自明のことと考えられることを指示しておく。/ 市職員は、1. ユダヤ人と住居共同体を形作って生活しない、2. ユダヤ人所有の家屋に居住しない、3. ユダヤ人が住居をそのなかにもつ家屋に居住しない、4. 家主として住居をユダヤ人に又貸ししない。/ 問題になる市職員は、ユダヤ人とのなお存続する賃貸関係または住居共同体を可及的速やかに解消することを命じる」と⁽³⁸⁾。

(V) 国外移住と強制移送

国外移住に関しては、第二次世界大戦開戦後も、さしあたって継続する方針が示されていた。1941年6月5日付でフランクフルト・ゲシュタポは各県知事宛に次のように連絡した。「ライヒ元帥の通達によれば、ペーメン/メーレン保護領を含むライヒ地域からのユダヤ人国外移住は、戦時中も所与の可能性の枠内で強力に実施される。そのさい、ユダヤ人が労働投入されている場合もあり得るが、そうした事情は顧慮しない。しかし、ライヒ元帥の指令では、フランスとベルギーに生活するドイツ系ユダヤ人は出国の可能性が欠けているので、これらの基準に該当しない。そこに住むドイツ系ユダヤ人の国外移住は原則的に阻止される。/ これらの国のドイツ系ユダヤ人への文書の転送は行われてはならない」と⁽³⁹⁾。

なお、旧稿で指摘したように、シュトゥットガルト・ゲシュタポが出した同主旨の通達には、「明らかに来るべきユダヤ人問題の最終解決を顧慮して、ユダヤ人のフランスとベルギーからの国外移住は阻止されるべきである」と記されている⁽⁴⁰⁾。これらのゲシュタポの通達は、1941年5月20日付のライヒ保安本部 R S H A の秘密命令にもとづいて出されたものと思われる。この

秘密命令はこう述べた。「目前に迫っているユダヤ人問題の最終解決にかんがみて、ドイツ国籍のユダヤ人のベルギー及びフランスからの国外移住ならびにライヒ領域からこれらの諸国への国外移住は阻止されるべきである。ドイツ当局がこれらのユダヤ人に国外移住用文書を発給しないよう指令する。ユダヤ人の国外移住は将来、ただ特別の場合にのみ、ライヒ保安本部の許可を受けて行なうことができる」と⁽⁴¹⁾。「ユダヤ人問題の最終解決」は目前に迫っていると記されている。こうした表現がただちにユダヤ人の絶滅を含意したものと、解釈され得ないとしても、ナチスのユダヤ人政策が、対ソ侵攻前夜に大きく転換しつつあったことを物語っている。

フランクフルト市からのユダヤ人の強制移送に関しては、1941/42年の移送についてリーナ・カッツが1961年に執筆した報告が当時の状況を鋭く描き出している。

「私は1937年5月にフランクフルト・アム・マインのイスラエル共同体の管理部に職を得て、42年8月15日まで共同体で、特に統計部で仕事をしていました。

管理部はますますリンデンシュトラッセのゲシュタポの命令下に立ち、ゲシュタポは毎日仲介者を通して指令を与えました。これは次のように行なわれました。ロートシルト氏は毎朝ゲシュタポへ出頭し、部屋へ入るとき名乗りをあげます。ただいまユダヤ人ジークムント・イスラエル・ロートシルト参りました、と。その後、職員が彼に指図を与えたのです。

1941年始めに私どもは、共同体全成員のカードファイル三通を新たに書くよう指令を受けました。各カードには所属家族成員が、たとえば夫のカードには妻と子供が、特別項目で（カードの最下部に）記入されねばなりませんでした。私どもがこの仕事を終えたとき、私どもはある日ロートシルトを通して約1,200人が記載されているリストを受け取りました。このリストには三項目あり、最初に氏名が記載されていて、他の未記入の二項目については、前職と1941年現在行なっている職業を記入しなければなりませんでした。リストはゲシュタポへ返送されることになっていました。何人かの人々が、このリストは強制移送リストではないかと憶測しました。こうした情報が市のユダヤ人の間に拡がり、そのことで共同体理事が呼び出されました。ゲシュタポは理事にこう言明しました。この噂はまったく根拠がなく、噂を拡げた者は処分さるべきであり、理事会によって、また説教壇から強制移送の噂がはっきりと否認さるべきである、と。これは金曜日のことでありました。その後、金曜日の夕方と土曜日にラビのノイハウスが、共同体に残っていた最後の礼拝堂で、説教壇から噂に根拠が無いことを語りました。

日曜日午前7時にリストに載っていた人々が、SA 隊員によってその住居から連行されました。人々は監視下に若干のものを荷造りする時間をいくらか与えられ、その後一団となって街を通り、徒歩でグロスマルクト・ホールへ連行されました。私はこれをすべて目撃しました。私はボッケンハイマー・ラントシュトラッセ73番地のかつてのライネマン・ヴィラに他の6人のユダヤ人家族と住んでいたからです。共同体で働いていた私を除いて、その家の全員が連行されたのであります。私の主人は当時病院に入っていました。私は隣人の荷造りを助けました。私はリストに載っていた人々の他の住居へも行き、別れを告げようとしていました。しかしSA 隊員の一人により、立ち去らなければ、私自身を――その場でそのまま――連行すると脅かされました。

私は街を歩いてグロスマルクト・ホールへ向う行列についてゆき、市電を利用しようとして、ユダヤの星を付けていたため放り出されました。行列は晴れた日のなかに街を歩いて進みました。人々は右にも左にも立ち、ぎっしりと両側に人垣を作って行列を黙って見守っていました。グロスマルクト・ホールのなかへ私は入ることはできませんでした。それまでSA隊員が護送してきた行列を、そこでSS隊員が引継ぎました。

なんらかの理由でグロスマルクト・ホールへ呼び出されて帰ってきた墓地管理人フィーバーマンの報告によれば、そこで夜中に虐待等の恐ろしいことが行なわれたとのこと。別の日に乗車は行なわれました。SA隊員は、列車はリッツマンシュタットの非常に整った美しいゲットーへ行くであろう、と言いました。

その後の輸送については、ユダヤ人共同体はゲシュタポからもはヤリストを受け取らないで、1,200人を準備せよという命令を受け取りました。私どもにはただ一つの範疇を知らされただけでありました。輸送されることに定められた者は、共同体から通知を受け、三日以内に強制輸送されました。彼らに集合所が指定されました。強制輸送は上記のように晴れた日に行なわれました。

二つの輸送が11月に去りました。これらについてはその後まったくなんの知らせもありませんでした。これに反し最初の輸送からはなお若干の便りがありました。その後1942年5月まで一休みがありました。1942年8月に私どもは、ガーゲルンシュトラッセの老人ホームと病院とを明け渡すことになるリストを受け取りました。私の主人はガーゲルンシュトラッセの病院に入っていましたから、私はリストに記入してもらいました。私どもはテレージエンシュタットへ来ました。私は生き残りました。

フランクフルトのユダヤ人の歴史を叙述したイシドール・クラカウアー教授の未亡人のヘートヴィヒ・クラカウアー夫人、及びその妹で『フランクフルター・ツァイトウング』の編集者ゾークフリート・クラカウアー博士の母親が、私と共に同じ輸送でテレージエンシュタットへ強制移送されました。私どもはテレージエンシュタットで暫く同じ部屋で、他になんの家具もありませんでしたので、床の上に寝ました。この二人の婦人は、暫く後に、絶滅収容所（おそらくアウシュヴィッツ）へ強制移送されました。フランクフルトの有名人のなかでは、私はテレージエンシュタットですぐ側にオペラ歌手マグダ・シュピーゲルも見かけました。彼女も輸送で消え失せました」と⁽⁴²⁾。

最後に1941年10月27日付のリムブルク司教アントニウス・ヒルフリッヒ博士のベルリーンのヴィーンケン司教宛の書簡を挙げておこう。「フランクフルトからキリスト教徒の非アーリア人のための救援を求める叫びが届いています。……/今月の19日か20日にフランクフルトを離れた輸送では、カトリックの非アーリア人に対してなんら特別規制が取られなかった、と聞いています。/これらカトリック教徒の状況は格別に困難であります。というのは、彼らは非アーリア人としてユダヤ人立法の圧迫と制限のもとにあるからです。しかし同時に、彼らはその人種同胞から改宗のゆえに背教者と見られています。おそらく、彼らが移送から除外されるようにすることがで

きるでしょう。／それができなければ、キリスト教徒の非アーリア人のために特別移住地を創り、宗教上もっと配慮し易いようにすることが考慮さるべきでありましょう。／移送に対する怯えはユダヤ人の間で恐ろしいものになっています。10月20日月曜日の朝、11人のユダヤ人の自殺者の屍体が墓地にありました。しかし、フランクフルトのアーリア人住民の間にも、信頼すべき情報によれば、憤激は非常に大きいとのことでもあります」⁽⁴³⁾。

多くの人々は、当時「強制移送」(Deportation)、「移送」(Abtransport)、「輸送」(Transport)あるいは「疎開」(Evakuierung)等と表現された事実⁽⁴⁴⁾を知っていた。しかし、そうした事実を人々はどのように受け止め、どうした対応をしたのであろうか、さらに明らかにしたく思う。

〔註〕

- (1) 『歴史と社会』第3号／1983年11月、リプロポート
- (2) 『歴史と社会』第6号／1985年6月
- (3) 『歴史と社会』第7号／1986年4月
- (4) Dokumente zur Geschichte der Frankfurter Juden 1933-1945, hrsg. von der Kommission zur Erforschung der Geschichte der Frankfurter Juden, Frankfurt am Main 1963. (以下 Dokumente と略記する)
- (5) Dokumente, S. 22 f.
- (6) Vgl. Birgit Vezina, "Die Gleichschaltung" der Universität Heidelberg im Zuge der nationalsozialistischen Machtergreifung, Heidelberg 1981, S. 19 ff.; Uwe Dietrich Adam, Hochschule und Nationalsozialismus. Die Universität Tübingen im Dritten Reich. Tübingen 1977, S. 20 ff. 山本 尤『ナチズムと大学』中公新書1985年。
- (7) Dokumente, S. 25.
- (8) Dokumente, S. 178 f.
- (9) Dokumente, S. 99 f.
- (10) Vgl. Georg G. Iggers, Die deutschen Historiker in der Emigration, in: Bernd Faulenbach (hrsg.), Geschichtswissenschaft in Deutschland, München 1974, S. 97 ff.
- (11) ウォルター・ラカー『ワイマル文化を生きた人びと』脇 圭平・八田恭昌・初宿正典訳, ミネルヴァ書房1980年, 155頁。
- (12) Vgl. Klaus Schreiner, Führertum, Rasse, Reich. Wissenschaft von der Geschichte nach nationalsozialistischen Machtergreifung, in: Peter Lundgreen (hrsg.), Wissenschaft im Dritten Reich, Frankfurt am Main 1985, S. 213 f.
- (13) Vgl. Reinhard Bendix, Von Berlin nach Berkeley. Deutsch-jüdische Identitäten. Frankfurt am Main 1985, S. 364 ff.; Iggers, op. cit., S. 106.
- (14) Dokumente, S. 101.
- (15) G. ヴェール『マルティン・ブーバー』児島 洋訳, 理想社 1972年, 37頁。
- (16) Dokumente, S. 342 f.
- (17) Dokumente, S. 343.
- (18) 小林政吉『ブーバー研究』創文社 1978年, 302頁。
- (19) Dokumente, S. 101 f.
- (20) 小林, 前掲書, 303頁。
- (21) ローラ・フェルミ『二十世紀の民族移動』(亡命の現代史) 2, 掛川トミ子・野水瑞穂訳, みすず書房1972年, 193-196頁。J. M. マンドラー／G. マンドラー「実験心理学におけるディアスポラ: ゲシュタルト主義者を中心に」近藤邦夫訳, 『社会学者・心理学者』(亡命の現代史) 4 所収, 1973年, 85-112

頁を参照せよ。

なお亡命したユダヤ人の人文・社会学者として、フランクフルト社会研究所のマックス・ホルクハイマー、ヘルベルト・マルクーゼ、テオドール・アドルノ、エーリッヒ・フロムたち、フランクフルト学派の人々が当然に問題となるが、『フランクフルト・ユダヤ人の歴史に関する文書 1933-1945年』のなかには、フランクフルト社会研究所に関連する文書は収録されていない。この点については、すでに『世界文化』1936年12月号誌上に、久野 収が松浦良太郎のペンネームのもとに「海外に於けるドイツ移民学者団の活動 ―社会研究学校を中心として―」を発表しているが(久野 収『ファシズムの中の一九三〇年代』リプロポート 1986年, 11-25頁に再録), マーティン・ジェイ『弁証法的想像力 フランクフルト学派と社会研究所の歴史 1923-1950』(荒川幾男訳, みすず書房 1975年), 清水多吉『一九三〇年代の光と影 フランクフルト学派研究』(河出書房新社 1977年)が参照さるべきである。

- (22) Helmut Heiber, Walter Frank und sein Reichsinstitut für Geschichte des neuen Deutschlands, Stuttgart 1966, S. 580 f.
- (23) Dokumente, S. 239 – 255.
- (24) Friedrich Thieberger, Jüdisches Fest Jüdischer Brauch, Königstein/Ts, 1979, S. 18. なお, 「適正」(koscher) の訳は, 石田友雄『ユダヤ教史』山川出版社 1980年, 265頁の叙述に拠る。
- (25) Vgl. Joseph Walk (hrsg.), Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat, Heidelberg 1981, S. 15. ライヒ全体に対する法律が公布された4月21日以前に, 3月から4月にかけて, 類似の禁止令がBayern, Thüringen, Braunschweig, Oldenburg, Anhalt, Sachsen, Württemberg, Baden, Hessen で公布されていた。
- (26) Dokumente, S. 245 f.
- (27) Dokumente, S. 246-249.
- (28) Dokumente, S. 442.
- (29) Dokumente, S. 443.
- (30) Dokumente, S. 445.
- (31) Dokumente, S. 447 f.
- (32) Dokumente, S. 453.
- (33) Dokumente, S. 422.
- (34) Vgl. Heinz Höhne, Der Orden unter dem Totenkopf. Die Geschichte der SS. München 1969, S. 312 – 316. 森 亮一訳『SSの歴史』フジ出版社1981年, 333-337頁。
- (35) Dokumente, S. 29-32.
- (36) Dokumente, S. 196 ff.
- (37) Dokumente, S. 227.
- (38) Dokumente, S. 227 f.
- (39) Dokumente, S. 416 f.
- (40) 大野「南西ドイツにおける『ユダヤ人問題』」『歴史と社会』第7号, 175頁。
- (41) Walk (hrsg.), op. cit., S. 341.
- (42) Dokumente, S. 507 f.
- (43) Dokumente, S. 515 f.
- (44) 1941-1944年の間にフランクフルト・アム・マインから出発した「輸送」に関する一覧が, フランクフルト・ゲシュタポのリストと警視総監の文書とにもとづいて作成されている (Dokumente, S. 532 f.)。

年月日	輸送先	人数
1941.10.19	リッツマンシュタット	1,125人
1941.11.11	ミンスク	1,052
1941.11.22	リガ	992
1942.5.8	東方へ	938
1942.5.24	東方へ	930
1942.6.11	東方へ	1,016
1942.8.18	テレージエンシュタット	1,020
1942.9.1	テレージエンシュタット	554
1942.9.15	テレージエンシュタット	1,378
1942.9.24	東方へ	234
1943.3.1	東方へ	11
1943.3.16	テレージエンシュタット	41
1943.4.12	テレージエンシュタット	12
1943.4.19	東方へ	17
1943.6.16	テレージエンシュタット	19
1943.10.28-29	アウシュヴィッツ	5
	テレージエンシュタット	3
	ラーフェンスブリュック	7
	ブーヘンヴァルト	5
1944.1.8	テレージエンシュタット	56

この一覧は、強制移送されて強制収容所で殺戮されたフランクフルトのユダヤ人の数を示すものとは言えない。ドイツ国内での人口移動が1930年代に持続しており、多数のフランクフルトのユダヤ人が、ドイツの他の地域から、特に戦争中に占領された地域からも、強制移送されたからである。